

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案
に対する意見・情報の募集について

琵琶湖におけるレジャー利用の形態や利用者の価値観の多様化に伴い、以前には考えられなかったレジャー利用に伴う様々な問題が起こっています。一部では、もはや琵琶湖と共々生きる人たちの我慢の範囲を超えてしまっているほか、琵琶湖の持つ様々な価値にも影響を与えています。

そこで、滋賀県では、関係者や有識者、公募委員で構成します琵琶湖適正利用懇話会を設置し、琵琶湖のレジャー利用のあり方を検討願って、この3月20日に「琵琶湖におけるレジャー利用のあり方」として知事へ提言をいただきました。

このたび、この提言をもとに、レジャー利用の適正化についての対応案を、新たな条例「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」による対応とその他既存法令等による対応とに分けてとりまとめましたので、公表いたします。また、このうち「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案」について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）第4条の規定に基づき、ご意見や情報を下記により募集します。

お寄せいただいたご意見や情報は、これに対する滋賀県の考え方とともに整理した上で公表させていただきます。個々のご意見や情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

（公表する資料）

- (1) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案のあらまし
- (2) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案
- (3) 参考資料
 - ① 琵琶湖のレジャー利用の適正化について
 - ② 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方（提言）
 - ③ 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方（資料編）
 - ④ 琵琶湖適正利用懇話会経過、委員名簿

別冊

- 1 ご意見・情報の提出期間
平成14年6月19日（水）から平成14年7月18日（木）まで
- 2 提出方法
 - (1) 郵送 〒520-8577（住所不要）
 - (2) ファックス 077-528-4846
 - (3) 電子メール dg00@pref.shiga.jp
- 3 提出先
滋賀県琵琶湖環境部自然保護課
- 4 その他
 - (1) ご意見・情報をお寄せいただく様式は特に定めていませんが、必ずご住所、お名前、電話番号を明記してください。（ご意見等の内容以外は公表しません。）
 - (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- 5 お問い合わせ先
滋賀県琵琶湖環境部自然保護課
電話番号 077-528-3485

(1) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案のあらまし

1 目的

この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の状況にかんがみ、琵琶湖のレジャー利用の適正化に関し、県・レジャー利用者・事業者の責務を明らかにし、県の行う施策の基本となる事項を定め、プレジャーボートの航行規制を定め、環境への負荷の少ないレジャー活動を推進すること等により、琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全に資することを目的とします。

2 各主体の責務

○ 県の責務

県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する基本的な施策を策定し、実施するとともに、関係市町の行う施策と連携します。

○ レジャー利用者の責務

レジャー利用者は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に努め、県の行う施策に協力します。

○ 関係事業者の責務

関係事業者は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、必要な措置を講ずるとともに、県の行う施策に協力します。

3 レジャー利用に伴う環境への負荷の低減に関する施策

○ 琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、施策の総合的な推進のための基本的な計画を策定します。

○ 琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷を低減するため、次のような施策を実施します。

- ・ レジャー利用者等に対する琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全に関する広報、啓発
- ・ 県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う環境への負荷の少ないレジャー活動を促進するための活動への支援
- ・ 環境への負荷の少ないレジャー活動の推進等のために必要な施設の整備
- ・ 琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための調査研究およびその公表
- ・ レジャー活動に伴う環境への負荷の低減のために必要な指導または啓発を行う監視員の設置

4 プレジャーボートの航行に関する規制等

- 騒音から住民の生活環境を保全するため、プレジャーボートの航行規制水域を指定することができることとします。
- 航行規制水域では、湖岸から航行規制水域外への移動等必要最小限の航行を除き、航行を禁止します。
- 航行制限について違反する者に対し、違反行為の停止の命令を行います。
- 平成18年4月1日から、環境対策型を除く2サイクルエンジンの使用を禁止します。ただし、禁止日（平成18年4月1日）までに環境対策型ではない2サイクルエンジンを備えるプレジャーボートを既に所有していた者は、平成23年3月31日までそのプレジャーボートを使用することができることとします。
- プレジャーボートの操船者は、改造艇の航行、陸上での不要な空ぶかしをしないよう努めるとともに、湖岸の利用者に配慮するよう努めます。
- プレジャーボートの操船者は、給油や工作物との衝突等の事故に伴う琵琶湖への燃料の流出を防止するため、適切な方法による給油の実施、安全な航行等に努めます。

5 環境への負荷の少ないレジャー活動の推進

- レジャー活動に使用する製品の製造者は、環境配慮製品の開発製造に努め、販売者はその普及のために情報の提供等必要な措置を講じます。
- レジャー利用者は、環境配慮製品の使用に努めます。
- 県は、環境配慮製品の使用の促進のため、関係事業者に対し報告を求め、開発状況等の調査を行い製品の琵琶湖の環境への負荷に関する情報の提供その他の必要な措置を講じることとします。
- 釣り上げたブルーギル等の外来魚のリリースを禁止します。

6 琵琶湖レジャー利用適正化審議会

- 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する事項を調査審議するため、琵琶湖レジャー利用適正化審議会を設置します。

7 罰則

- プレジャーボートの航行規制水域内での違反行為停止命令に従わない場合について、罰則を設けます。

(2) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案

第1章 総則

第1 目的

この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の状況にかんがみ、その負荷の低減を図るために必要な琵琶湖のレジャー利用の適正化に関し、県、レジャー利用者および事業者の責務を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項を定め、プレジャーボートの航行に関する規制、環境への負荷の少ないレジャー活動の推進その他の必要な措置を講ずること等により、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、もって琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全に資することを目的とする。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 琵琶湖 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定に基づき一級河川に指定された琵琶湖、淀川（瀬田川洗堰から上流の区域に限る。）および西之湖ならびに規則で定める内湖をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境に加えられる影響であって、これらの環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) レジャー活動 レクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう。
- (4) レジャー利用者 琵琶湖においてレジャー活動を行う者をいう。
- (5) プレジャーボート 水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関として内燃機関（以下「機関」という。）を備える船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第2項に規定する船舶を除く。）のうち、次に掲げる船舶以外の船舶とする。
ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
イ 国または地方公共団体が所有する船舶
ウ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

ウに規定する「規則で定める船舶」は、観光船や作業船など業務に使用される船舶を定めます。

- (6) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

第3 県の責務

- 1 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する基本的な施策を策定し、および実施するものとする。
- 2 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、関係市町との

連携を図るとともに、関係市町が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策について必要な調整および協力を行うものとする。

第4 レジャー利用者の責務

- 1 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 レジャー利用者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第5 関係事業者の責務

- 1 琵琶湖におけるレジャー活動に関する事業を営む者（以下「関係事業者」という。）は、その事業を行うに当たっては、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 関係事業者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策

第6 基本計画の策定

- 1 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画には、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第7 広報、啓発等

県は、レジャー利用者および関係事業者の琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境の保全についての理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第8 県民等の活動の促進

県は、県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進のための活動その他琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第9 施設の整備

県は、琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進を図るための施設その他の琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な施設を整

備するものとする。

第10 調査研究

県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。

第11 琵琶湖レジャー利用監視員の設置

知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な指導および啓発を行わせるため、琵琶湖レジャー利用監視員を置くものとする。

第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等

第12 プレジャーボートの航行を規制する水域

- 1 知事は、住居が集合している地域、病院または学校の存する地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域に隣接し、または近接する琵琶湖の水域のうち、当該地域の生活環境を保全するためプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止する必要があると認める水域を、プレジャーボートの航行を規制する水域（以下「航行規制水域」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による航行規制水域の指定は、河川法第6条第1項に規定する河川区域の境界から規則で定める距離を超えてしてはならない。

第2項に規定する「規則で定める距離」は、プレジャーボートの騒音の状況等を踏まえて、琵琶湖の周辺的生活環境を保全するため必要な距離を、専門家の意見を聴いて、決定していきます。

- 3 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町の長および琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、航行規制水域を指定するときは、その旨および区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 5 航行規制水域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 前3項の規定は、航行規制水域の変更または廃止について準用する。

第13 プレジャーボートの航行の禁止

プレジャーボートの操船者は、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する移動のために航行する場合であって、当該移動に当たり最短となる経路をできる限り騒音を減ずるための措置を講じて航行するとき

ア 航行規制水域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の停留（機関を停止して行う停留に限る。以下この号において「停留」という。）をする場所との間の移動

イ 航行規制水域内の停留をする場所と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の他の停留をする場所との間の移動

- (2) 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずる場合
- (3) 国または地方公共団体の業務を行うためプレジャーボートを航行させる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の必要その他やむを得ない事由があるものとして規則で定める場合

第4号に規定する「規則で定める場合」は、湖岸の施設の維持管理、県民体育大会等スポーツ競技の開催等において航行させる場合などの公益上やむを得ない事由により航行させる場合を定めます。

第14 停止命令

知事は、第13の規定に違反して、航行規制水域内においてプレジャーボートを航行させている操船者に対して、当該違反行為の停止を命ずることができる。

第15 2サイクルの原動機の使用禁止

プレジャーボートの操船者は、2サイクルの原動機（規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。）を機関として備えるプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

第15に規定する「規則で定める方式の2サイクルの原動機」は、2サイクルエンジンであってもいわゆる環境対策型といわれる方式のエンジンが開発されており、このような方式の2サイクルのエンジンを定めます。

また、第15の規定は、平成18年4月1日から適用します。

なお、第15の規定の適用の日（平成18年4月1日）に既に所有されていた環境対策型でない方式の2サイクルエンジンを備えるプレジャーボートについては、平成23年3月31日まで使用することができることとします。

第16 プレジャーボートの操船者の守るべき事項

- 1 プレジャーボートの操船者は、消音器の除去、消音器の騒音低減機構の除去その他の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造を加えたプレジャーボートを琵琶湖において航行させないよう努めなければならない。
- 2 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音によって他のレジャー利用者その他の者に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸においてプレジャーボートの機関の回転数をみだりに増加させ著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような騒音を生じさせないよう努めなければならない。
- 4 プレジャーボートの操船者は、プレジャーボートの給油または工作物への衝突その他の事故に伴う琵琶湖への燃料の流出を防止するため、適切な方法による給油の実施、安

全な航行その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 環境への負荷の少ないレジャー活動の推進

第17 環境配慮製品の開発等

- 1 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の製造を行う事業者は、当該製品が水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮したものとなるよう開発および製造に努めなければならない。
- 2 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の販売を行う事業者は、その販売を行うに当たっては、水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮した製品（以下「環境配慮製品」という。）に関する情報の提供その他の環境配慮製品の普及のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第18 環境配慮製品の使用

レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配慮製品を使用するように努めなければならない。

第19 環境配慮製品の使用の促進

- 1 県は、レジャー利用者による環境配慮製品の使用を促進するため、環境配慮製品の開発、製造および販売の状況等に関し必要な調査を行い、環境配慮製品に関する情報および琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品に係る環境への負荷に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、第17第1項または第2項に規定する事業者に対し、環境配慮製品の開発、製造、販売等の状況に関し報告を求めることができる。

第20 外来魚の再放流の禁止

琵琶湖におけるレジャー活動として魚類を採捕する者は、ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類を採捕したときには、これを琵琶湖に放流してはならない。

第5章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

第21 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、第6第3項および第12第3項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第22 審議会の組織等

- 1 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

第23 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第24 罰則

第14の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

施行期日

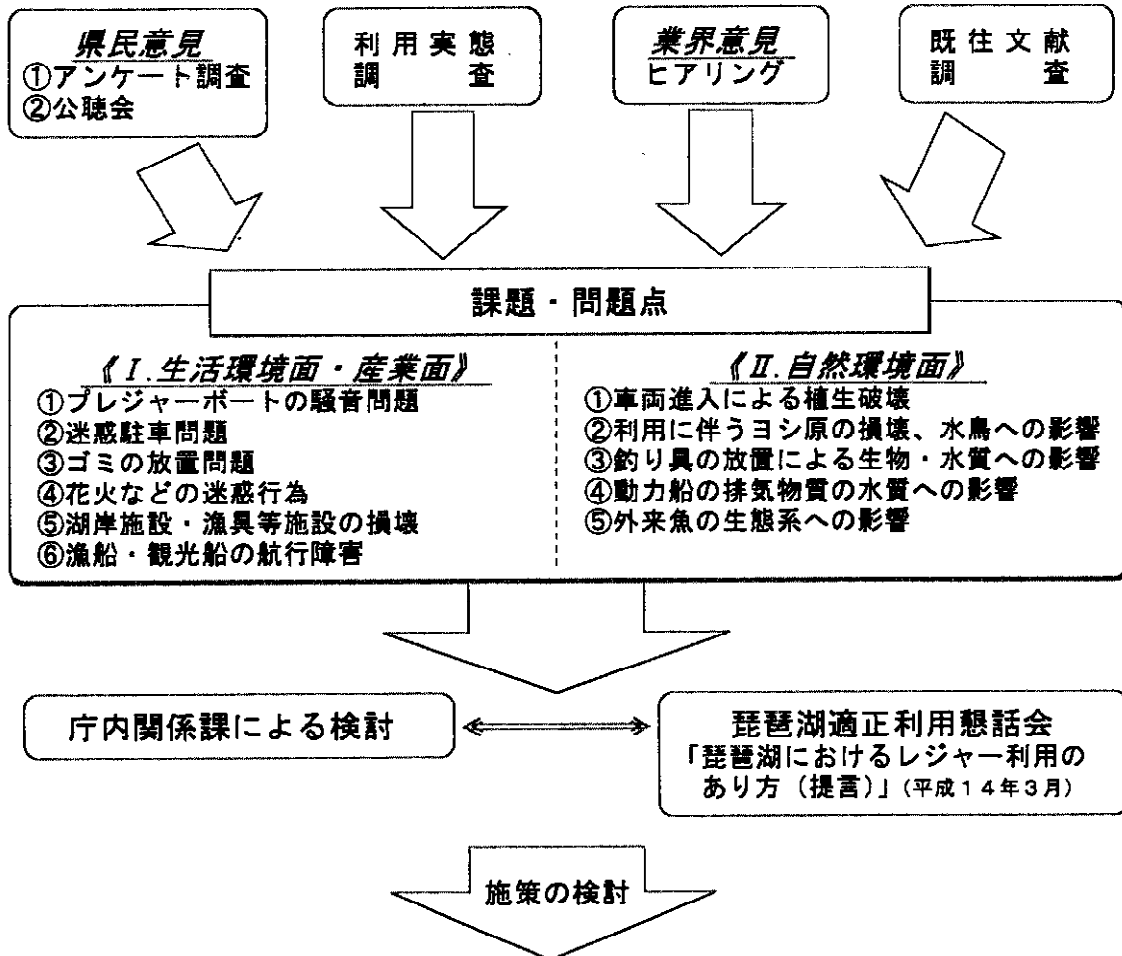
- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第1章および第5章の規定は平成14年12月1日から、第15の規定は平成18年4月1日から施行する。

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会は、平成14年12月に設置します。
平成15年4月に第13の航行規制水域の指定を行い、指定水域について周知するための一定の期間を経た後、平成15年5月頃から航行規制を実施します。
また、第15の規定は、平成18年4月1日から適用します。

- 2 なお、第15の規定の施行の際現に2サイクルの原動機（規則で定める方式の原動機を除く。）を機関として備えるプレジャーボートを所有する者が平成23年3月31日までの間において当該プレジャーボートを琵琶湖で航行させる場合には、第15の規定は適用しない。

第15の規定の適用の日（平成18年4月1日）に既に所有されていた環境対策型でない方式の2サイクルエンジンを備えるプレジャーボートについては、平成23年3月31日まで使用することができることとします。

琵琶湖のレジャー利用の適正化について



レジャー利用者の自主性に任せることの限界→新たな規律の必要性		
新条例による対応案	既存法令等による対応案	施策の充実案
<ol style="list-style-type: none"> 関係する者の責務の設定 基本計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 広報啓発 県民等の活動の促進 琵琶湖レジャー利用監視員の設置など プレジャーボートの航行規制等 <ul style="list-style-type: none"> 航行規制水域の指定と航行制限 騒音に関する配慮 改造艇は使用しないよう努めるなど 水質に関する配慮 一定期間後2サイクルエンジン(環境対策型を除く)の使用禁止 環境への負荷の少ないレジャー利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 環境配慮製品の使用、使用の促進など 外来魚の再放流(リリース)禁止 琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置 	<ol style="list-style-type: none"> ヨシ群落の保全 <ul style="list-style-type: none"> 保護地区の周囲での動力船の航行制限など 【滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例】 湖岸植生の保全 <ul style="list-style-type: none"> 河川区域への車両乗り入れ制限 【河川法】 レジャー活動による琵琶湖への負荷 <ul style="list-style-type: none"> 湖面利用税について、有識者による懇話会を設置して検討 【税関係条例】 	<ol style="list-style-type: none"> 迷惑行為の防止 <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等既存条例等の規定に基づく指導等強化 外来魚に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 有害外来魚駆除 キャッチ&イートの普及啓発など 利用者マナーの指導 <ul style="list-style-type: none"> 水上オートバイ講習内容の充実 レジャー利用マナーアップキャンペーンの実施

琵琶湖のレジャー利用の適正化について (案)

I 琵琶湖利用のあり方の基本理念

1. 懇話会からの提言主旨

琵琶湖はレジャー利用の場としても大きな魅力を有しており、多くの人々が安らぎや明日への活力を求めて琵琶湖を訪れている。現在、レジャー利用を巡って迷惑行為をはじめ様々な問題が提起されているが、それらの問題を解決に導き、レジャー利用と琵琶湖の自然環境と地域の人々の暮らしとの共存を実現し、持続的に琵琶湖でレジャーを楽しむために必要な基本理念を次のとおり示す。

- ①琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからない利用であること。
- ②地域住民の生活と生業に対してできる限り負荷のかからない利用であること。

2. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による対応

琵琶湖におけるレジャー活動の状況を踏まえ、琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境の保全のための条例を定めます。

II 関係する者の責務

1. 懇話会からの提言主旨

琵琶湖でのレジャー利用に関わる者（レジャー利用者、関係業界、行政）は、それぞれの立場に応じた責務を負うべきである。

2. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による対応

琵琶湖におけるレジャー利用への関わりに応じ、県、レジャー利用者、関係事業者の責務を定めます。

(県の責務)

レジャー活動に伴う自然環境および生活環境への負荷の低減に関する基本的な施策を行うとともに、関係市町と連携します。

(レジャー利用者の責務)

レジャー活動に伴う自然環境および生活環境への負荷の低減に努め、県の行う施策に協力します。

(関係事業者の責務)

レジャー活動に伴う自然環境および生活環境への負荷の低減に向けた措置を講ずるとともに、県の行う施策に協力します。

III 基本計画の策定

1. 懇話会からの提言主旨

基本ルールを策定した後は、ルールに沿った施策を計画的に展開し、利用の適正化を推進していく必要があります。また、琵琶湖のレジャー利用に関係する法令が多数存在し、それらの連携した運用が不可欠である。このため、関係機関・関係者との連携を確立し、効果的な運用を図るためにも統一的な運用を定める指針の策定が必要である。

なお、指針の策定にあたっては、湖面や湖岸の利用について、次のものが優先することを前提とする。

- ・湖上交通など公益性・公共性の高いもの
- ・漁業など古くから生活の糧となっている活動
- ・在来の野生生物、自然環境、景観など次世代に引き継ぐべきもの
- ・沿岸に定住している県民の日常生活

2. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による対応

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、施策の総合的な推進のための基本的な計画を策定し、次のような施策を実施します。

- ①レジャー利用者・関係事業者への環境保全に関する広報啓発
- ②県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う活動への支援
- ③環境への負荷の少ないレジャー活動の推進等のための施設整備
- ④レジャー活動と環境に関する調査研究
- ⑤レジャー利用監視員の設置

IV 地域単位で関係者が協議できる場の設定

1. 懇話会からの提言主旨

現在、琵琶湖でのレジャー利用のあり方が問題となっている一因として、関係者間の意思疎通の不足や行政関与の希薄さが考えられるため、

- ①琵琶湖のレジャー利用に関して、行政（県・市）を交えレジャー利用者、地域住民、漁業関係者等の関係者が利害の調整や意見交換を行う、
 - ②利用協定区域（仮称）に関する事項を決定する、
- といった目的を達する場として、自治会等の地域レベルで関係者が協議できる場（地域

協議会)を設定していくことが望まれる。

行政は、この場で決定された事項について実効性を有するように、可能なものについては条例等による担保措置を確保したり、普及啓発活動における広報等によりこれの周知徹底に努めることとする。

2. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による対応

県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う活動へ支援することとしており、地域レベルで関係者が協議できる場の設定についても支援します。

V 適正化を図るための制限措置

1. 懇話会からの提言主旨

琵琶湖で行われるレジャー活動によって影響が及んでいる自然環境、沿岸住民の生活環境、漁業活動等について、守るべきものが何なのかを特定した上で、場所・時間・方法等について利用を制限し、それらを守るための措置を採る必要がある。

また、有害物質を琵琶湖に残すこととなるレジャー用具や機器類については、その使用を制限していくことが必要である。

併せて、自然環境に支障のある行為や迷惑行為の制限も望まれる。

2. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による対応

《プレジャーボート使用に伴う騒音の防止措置》

プレジャーボートの航行に伴う騒音から住民の生活環境を保全するため、プレジャーボート航行規制水域を指定することができることとします。

- ①航行規制水域内では湖岸からの発着に伴う航行その他やむを得ない場合を除いてプレジャーボートの航行を禁止します。
- ②①の違反者には違反行為の停止の命令をします。
- ③住宅が集合している地域、病院・学校の所在する地域等に隣接する琵琶湖の水域を原則として航行規制水域に指定します。
- ④プレジャーボートの操船者の遵守事項を定めます。
 - (1) 消音器等の改造を行ったプレジャーボートを航行しないよう努めること
 - (2) 他のレジャー利用者に騒音による迷惑をかけないよう努めること
 - (3) 湖岸において不必要なエンジンの空ぶかしをしないよう努めること

《自然環境への配慮事項》

- ①平成18年4月1日より環境対策型を除く2サイクルエンジンの使用を禁止します。ただし、禁止日までに環境対策型ではない2サイクルエンジンを備えるプレジャーボートを既に所有していた者は、平成23年3月31日までそのプレジャ

ーボートを使用することができます。

- ②プレジャーボートの操船者の遵守事項を定めます。
 - ・給油または、工作物への衝突などの事故により燃料が流出しないよう、適切な給油や安全走行に努めること。
- ③釣り上げたブルーギル等の外来魚のリリースを禁止します。

3. その他既存法令等による対応

《自然環境保全のための措置》

【滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例による対応】

- ①ヨシ群落保護地区の周囲に緩衝地帯を設定し、このエリアでの動力船の航行制限を検討します。
- ②ヨシ群落保護地区内への人の侵入を新たな規制項目として検討します。
- ③ヨシの損壊行為を新たな規制項目として検討します。
- ④ヨシ群落保護地区内での動力船・車両の使用について、指導等を強化します。

【河川法による対応】

- ⑤動植物の生息地として特に保全する必要のある河川区域への車両乗り入れ制限を検討します。

【漁業関係法等による対応】

- ⑥有害外来魚駆除3カ年緊急対策事業により、有害外来魚の駆除、琵琶湖の生態系の修復、在来種の回復を推進します。
併せてキャッチ&イートの普及啓発、密放流の禁止の徹底に努めるほか、釣り人からの外来魚の回収システムを検討します。

《湖上の安全確保に関する措置》

【滋賀県琵琶湖等水上安全条例による対応】

- ①滋賀県琵琶湖等水上安全条例（動力船航行速度制限・水泳場保安区域内航行制限等）に基づく指導を強化します。

《その他迷惑行為の防止措置》

- ①漁港の管理者により指定外車両の侵入・駐車禁止措置の指導等を強化します。
- ②既存条例に基づく指導啓発を強化します。
 - ・滋賀県大気環境の負荷の低減に関する条例によるアイドリングの禁止
 - ・滋賀県ごみの散乱防止に関する条例によるゴミ（釣り具含む）のポイ捨て禁止
 - ・滋賀県都市公園条例による公園内所定行為の禁止（植物の採取、指定場所以外への車両乗り入れなど） 他

1. 懇話会からの提言主旨

琵琶湖におけるレジャー利用の問題は、利用に関する管理が行き届かず、自由に使用できることに一因がある。このため、琵琶湖において、関係施設の整備や管理体制の確立を行うことによりレジャー利用を適正な利用形態に誘導するために、地域協議会の決定を経て、利用協定区域（仮称）を設けることができることとする。この区域では、適正な利用方法の指導および利用秩序の維持のため、リーダーを置くことが望まれるが、その選定方法や権限を明確にしておく必要がある。

また、環境保全意識の高まりに伴い、レジャー関係でも環境に配慮した製品が多数販売されるようになってきたが、琵琶湖の水質や底質、自然環境、住民の生活環境や生業に対し、負荷の少ない製品を普及させていく観点から、レジャー利用者、関係業界および行政は協力して環境配慮製品の使用を推進していくべきである。

2. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による対応

《環境への負荷の少ないレジャー利用の推進》

- ①レジャー活動に使用する製品の製造者は、環境配慮製品の開発製造に努め、販売者はその普及のために情報の提供等必要な措置を行うこととします。
- ②県は、環境配慮製品の使用の促進のため、必要な情報の提供や関係事業者へ報告を求める等の措置を行うこととします。
- ③レジャー利用者の遵守事項を定めます。
 - ・琵琶湖の環境に配慮した製品の使用に努めること

3. その他既存法令等による対応

《適正な利用の推進》

【河川法による対応】

- ①利用錯綜箇所等での船舶の航行制限（通航方法の指定）を検討します。

【港湾法による対応】

- ②公共港湾の不適正な利用に対する指導に努めます。

【その他の施策による対応】

- ③公設水泳場関係施設の管理を各管理者により強化します。

《利用者へのマナー指導・啓発の徹底》

【滋賀県琵琶湖等水上安全条例による対応】

- ①水上オートバイ操船者への講習について、講習内容にマナー・環境配慮を追加します。

【その他の施策による対応】

- ②関係する者の協働したレジャー利用マナーアップキャンペーンの実施など啓発活動の実施を推進します。

1. 懇話会からの提言主旨

設定したルールに実効性を持たせるには、ルールの内容を周知し、利用者を指導していく仕組みが必要となる。これを担うものとして、琵琶湖適正利用監視員（仮称）を任命し、担当する地域を中心に巡回等を行うことが考えられる。また、ルールを遵守しないプレジャーボート等に対してチェック機能を働かせるため、レジャー用船舶の登録制度を導入し、管理を徹底することが望まれる。

なお、琵琶湖でレジャー活動を行えば、どんなに注意したとしても何らかの負荷を与えることになる。レジャー利用者は、琵琶湖に負荷をかけているという意識を持つべきであり、経済的な負担を求めることで利用者の意識を啓発する必要がある。ゴミ回収やルールの普及啓発等に行政コストがかかることから、レジャー利用者から利用税あるいは使用料という形の負担を求めることを検討すべきである。

2. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による対応

- ①レジャー利用監視員を設置します（再掲）。
- ②琵琶湖のレジャー利用適正化に関する事項を調査審議するため、滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会を設置します。
- ③プレジャーボートの航行規制水域内での違反行為停止命令に従わない場合について、罰則を設けます。

3. その他既存法令等による対応

- ①レジャー用船舶の登録については、平成14年4月から小型船舶の登録等に関する法律により、水上オートバイも含めたプレジャーボートについて登録制が実施されています。
- ②法定外目的税としての『小型船舶の湖面利用に関する税』について、有識者による懇話会を設置し検討します。